

たす あ きも  
助け合い やさしい気持ちで  
え が お がっこう  
笑顔あふれる学校を



あさひかわしりつりよくしんしょうがっこう  
旭川市立 緑 新小学校

ねん  
年

くみ  
組

なまえ  
名前

---

## 1 はじめに

みなさん、いじめを防ぐための国のきまり『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめられた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長をさまたげたり、ときには、いのちや体にとっても大きな危険を生じさせたりすることがあります。

この国のきまりは、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけなく決めています。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の中や外に関係なく、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、家の人がいじめを防ぐことなども決められています。

学校は、いじめを防ぐためのきまり「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方が中心の「いじめ対策チーム」によって、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見付ける取組をします。また、いじめがあると分かたら、いじめをなくすためにすぐに対応します。いじめの内容によっては、スクールカウンセラーなどの学校以外の専門の人に相談することもあります。

家の人は、自分の子どもがいじめを行わないようにしたり、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ったりします。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力します。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、友達や先生方、家の人など、身の回りの人たちと力を合わせて、みんながいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

## 2 いじめとは？

## いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## つぎ 次のようなことは「いじめ」です

- 悪口やらんぼうな言葉など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、知らないふりをされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかれたり、けられたりする。
- 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしている物をとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

### いじめのない学校がっこうをつくるために

こんなことを心こころがけて生活せいかつします

- いじめは、「人ひととして許ゆるされない」という強つよい心こころをもちます。
- 友だちのよさや、自分じぶんとのちがいを認みとめます。
- 相手あいての気持ちきもちを考えて、話はなしたり行こうどう動したりします。
- 社会しゃかいのルールや学校がっこうのきまりを守まもって、落おち着ついた生活せいかつをします。
- 友だちと協きょうりやく力りきしながら係活動かりかつどうや行ぎょうじ事に進すすんで取とり組くみます。
- 体験活動たいけんかつどうやボランティア活動かつどうに取とり組くみ、友だちと仲ともよくします。
- パソコンや携けいたいでんわ帯電話でんわ、スマートフォンは、ルまもールを守まもって使つかいます。
- 自分じぶんや友だちともを大たい切せつにします。

もし、いじめられたときは

- 一人ひとりでなやまず、先せんせい生方がたや家か族ぞくなどの大おとな人ひとや友だちともに相そう談だんします。

いじめを「見みた」「聞きいた」「相そう談だんされた」ときは

- 知しらないふりをしないで、勇ゆう気きをもつて助たすけます。
- いじめをやめさせたり、先せんせい生方がたや家か族ぞくに伝つたえたりします。
- いじめられている人ひとに、先せんせい生方がたや家か族ぞくに相そう談だんするようはなに話はなします。

いじめのない学校がっこうをつくるためにわたしたちができること



りょくしんしょうがっこう  
緑 新小学校

いじめをなくそう宣言せんげん

## ①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

## 【学校では】

- 担任の先生、学年の先生方に相談
- 保健室の先生、その他の先生に相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

## 【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

## 【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に書く
- 学校以外の相談を聞いてくれる所に電話する（\*くわしくは4ページ）など

## ②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	<input type="checkbox"/> いじめから守ります。 <input type="checkbox"/> 心配なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーが、いつでも相談にのります。 <input type="checkbox"/> 必要があれば、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめた人にあやまり、もう二度といじめを行わないことを、約束してもらいます。 <input type="checkbox"/> いじめは絶対に行ってはいけないことを教えます。 <input type="checkbox"/> これからの生活で気を付けることを考えてもらいます。 <input type="checkbox"/> 必要があれば、警察などに相談します。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめをしていなくても自分にも関係していることを気付いてもらいます。 <input type="checkbox"/> いじめに気付いたときに、大人の誰かに知らせる大切さを教えます。 <input type="checkbox"/> いじめを見て見ぬふりをしたり、ひやかしたりすることも許されないことを教えます。 <input type="checkbox"/> みんなでいじめをなくし、よりよい学級や仲間をつくることの大切さを教えます。
			<input type="checkbox"/> いじめを知らせてくれた人 <input type="checkbox"/> 秘密を守り、いじめを行った人から、しっかりと守ります。
家の人に	<input type="checkbox"/> いじめを受けたことや、いじめがなくなるまで学校がすることを説明します。	<input type="checkbox"/> いじめをしたことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	<input type="checkbox"/> 家の人に協力してもらうときには、説明をします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学式</li> <li>1年生をむかえる会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠足</li> <li>運動会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> <li>いじめ・非行防止強調月間①</li> <li>修学旅行（6年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊研修（5年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同地域クリーン作戦</li> </ul>	
児童会活動	春のあいさつ運動（生活委員会）		校内クリーン作戦（美化委員会） 生活向上月間（児童会）	ありがとうカード活動（児童会）	夏のあいさつ運動（生活委員会） みんなのまちクリーン作戦（小中合同）	
低学年	元気にあいさつをしよう				じぶんからあいさつをしよう	
	ともだちといっしょにあそぼう	うんどう会にむけてがんばろう	アンケート① きょういくそうだん①	たすけあうところ（どうとく）		ともだちのよいところを見つけよう
中学年	気持ちのよいあいさつをしよう				相手を見てあいさつをしよう	
	きまりある生活をしよう	運動会に向けて力を合わせてがんばろう	アンケート① 教育相談①	相手を思いやり親切に（道徳）		自分や友達のよい所を見つけよう
高学年	手本になるあいさつをしよう				気持ちの伝わるあいさつをしよう	
	一人一人の個性を認めよう	協力して運動会を成功させよう	アンケート① 教育相談①	相手の立場に立って親切に（道徳）	修学旅行を成功させよう（6年生）	自分や友達のよい所を見つけよう



	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	・いじめ・非行防止強調月間②	・秋祭り集会 ・教育相談 ・学習発表会	・ネット安全教室			・6年生を送る会 ・卒業式
児童会活動	縦割り班合同給食 (給食委員会)  生活・学習向上月間 (Actサミットの取組)	読み聞かせ週間 (図書委員会)	Actサミットの話聞いてみよう (小中連携)	長縄とびチャレンジ (体育委員会)	卒業・進級お祝い放送 (放送委員会)	6年生を送る会 (児童会)
低学年	じぶんからあいさつをしよう			きもちのよいあいさつをしよう		
	ともだちをたくさん ふやそう	アンケート②  きょういくそうだん②	たったひとつのいのち (どうとく)		アンケート③	ありがとうともだち
中学年	相手を見てあいさつをしよう			心をこめてあいさつをしよう		
	相手の気持ちを考えて みよう	アンケート②  教育相談②	たったひとつの命 (道徳)  ネット安全教室		アンケート③	みんなでお楽しみ会 をきかくしよう
高学年	気持ちの伝わるあいさつをしよう			感謝の気持ちを伝えよう		
	人権って何だろう (グループ学習)	アンケート②  教育相談②	たったひとつの命 (道徳)  ネット安全教室		アンケート③	みんな卒業・進級 しよう!



## ○子どもホットライン（旭川市子ども総合相談センター）

〈電話番号〉

0120-528506

〈受付時間〉

月・木 8:45~20:00  
火・水・金 8:45~17:15

〈メールアドレス〉

kodomosodan@city.asahikawa.hokkaido.jp

〈住所〉

〒070-0040 旭川市10条通11丁目



## ○子どもの人権110番（旭川地方法務局）

〈電話番号〉

0120-007-110

〈受付時間〉

月~金 8:30~17:15

〈子どもの人権SOS-eメール〉（※メール受付ホームページ）

[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/O101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/O101.html)

〈住所〉

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目（旭川合同庁舎）

## ○子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

〈電話番号〉

0120-3882-56

〈受付時間〉

毎日24時間

〈メールアドレス〉

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

〈住所〉

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館8階）



## ○旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

〈電話番号〉

0166-31-5511

〈受付時間〉

月~金 9:00~16:00

## ○法テラス旭川

〈電話番号〉

050-3383-5566

〈受付時間〉

月~金 9:00~17:00

スクールワーカーに相談することもできます。

〈場所〉 旭川市5条通10丁目5条庁舎 旭川市不登校・いじめ相談室

〈電話番号〉 0166-26-1339

〈相談時間〉 月・火・木・金 9:00~17:00



～<sup>たす</sup>助け<sup>あ</sup>合い<sup>やさしい</sup>やさしい<sup>きもち</sup>気持ち<sup>であ</sup>であ<sup>ら</sup>れる<sup>がっこう</sup>学校を～